

第1日午前 第2会場 自由論題報告要旨  
FRINGEバンキングの市場と規制  
ペイデイローンの「大きな問い」をめぐって

大橋 陽 (金城学院大学)

FRINGEバンキング (fringe banking) とは、銀行や信用組合などメインストリームの外側、文字通り周縁に位置する金融で、小切手換金店舗、プリペイドカード、質屋、ペイデイローンなど、様々な種類が含まれる。FRINGEバンキングは代替的金融サービス (AFS: Alternative financial Services) とも呼ばれている。

本報告では、FRINGEバンキングのなかでもペイデイローンに焦点を絞る。ペイデイローンとは、給料日までの短期 (典型的には2週間)、無担保、少額の消費者向け融資であり、その金利は年率換算で300~600%に上る。これはここ20年間に加速度的に増加し、存在感を高めるにしたがって社会的な批判が続出した。その結果、各州は規制を強め、連邦レベルでもドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法によって新設された消費者金融保護局 (CFPB) が規制・監督に取り掛かりつつある。

しかし、ペイデイローンの「大きな問い」 (John P. Caskey) は依然として解かれていない。「ペイデイローン供給者は、プラスマイナスを相殺したとき、果たして顧客の金融難を悪化させるのか、それとも軽減するのか」ということである。金融難を悪化させるとすれば規制すべきものであり、逆に金融難を乗り越える手段を提供するとすれば規制すべきものではないことになる。理論的、実証的研究も少なくないが、その主張は分かれている。しかし、これはペイデイローンに対する規制にとって根源的なものである。一方には「略奪的」、「高利貸し」という批判にしたがって規制強化を進める潮流があるが、他方にはペイデイローンを求めるニーズがあり、かつ、それが高まっているのである。

本報告は、この「大きな問い」に決着をつけられるものではないが、それを乗り越える方向性を展望することを目的とする。結論を先取りして言えば、「大きな問い」を乗り越える方向性は、ペイデイローンに代替する商品・サービスへのアクセスを高めることにある。本報告で検討する論点は主として次の3つである。

(1) ペイデイローン規制のあり方は適切か

多くの州で定められている上限金利規制 (高利制限法) の典型は年利36%である。3桁の金利のペイデイローンは、緊急時の一時的な金融手段との理由で上限金利規制から適用除外されているか、少額貸付法の制定により合法化されている。現在、合法が36州、禁止が14州である。合法の州でも①融資期間、②融資上限額、③金利、④「借り換え」の回数に規制が加えられている。

(2) 貧困層・低所得層のニーズにメインストリームの金融が応えているのか

貧困層・低所得者層のメインストリームの金融から排除は、コミュニティ再投資法により一定の歯止めがかけられている。しかし、アメリカの銀行の慣行は、貧困層・低所得層を排除するように機能し、彼らもまた銀行を忌避している現状がある。そこにFRINGEバンキングを利用する理由がある。

(3) ペイデイローンに代替する金融サービスの提供は可能か

一部の銀行は「預金前貸し」 (deposit advance) という銀行版ペイデイローンさえ提供するようになってきている。メインストリームの金融がFRINGEバンキングのマーケットに足を踏み入れているのである。そのような中で、ペイデイローンに代替する金融サービスの可能性を実践例に基づき展望する。